

環生第321号
29静環環保2468-2号
浜環保第308号
沼生環第421号
富環保発第261号
平成30年2月6日

関係団体 各位

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長
静岡市環境局環境保全課長
浜松市環境部環境保全課長
沼津市生活環境部環境政策課長
富士市環境部環境保全課長

建築物の解体等工事に係る石綿（アスベスト）対策の徹底について

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、石綿（アスベスト）は昭和30年頃から建築材料として、様々な建築物等に広く使用されてきましたが、石綿のばく露による重篤な健康被害が社会問題となり、現在では、石綿を使用した製品の製造等が原則として禁止されるとともに、石綿を使用した建築物の解体等工事に伴うばく露防止、環境中への飛散防止対策が図られています。

つきましては、建築物の解体、改造又は補修工事を発注する際には、下記の内容について留意するよう、貴団体会員に周知していただきますようお願ひいたします。

記

1 大気汚染防止法の遵守について

大気汚染防止法（以下「法」という。）においては、石綿飛散防止のため、建築物の解体、改造又は補修を実施する際は、発注者に対して、受注者（元請業者）が行う事前調査への協力や事前調査において、特定建築材料（法で規定する吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材）が使用されていた場合は、届出の提出等が義務付けられています（詳細は、環境省パンフレット「解体等工事を始める前に」を参照）。

については、法令上、発注者に義務付けられている以下の事項を遵守するようお願いします。

大気汚染防止法の義務（発注者）

- ・事前調査への協力（法第18条の17第2項）
調査に要する費用の適正負担、調査に関する必要な措置等の協力
- ・届出の提出（法第18条の15）
特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに届出を提出
- ・施工者への工期、工事費等請負契約の配慮（法18条の20）
作業基準の遵守を妨げるおそれがある条件を付さないよう配慮

2 建築物の解体等工事に係る発注者の留意事項について

（1）発注者による石綿使用状況等の受注者に対する情報提供

過去に発生した不適切な事案において、発注者が過去に行った調査により石綿含有の事実を把握していたにもかかわらず、受注者に対し分析結果を渡さなかつた等により、受注者が特定建築材料の存在を認識せずに工事を開始した例が複数確認されています。

については、事前調査の際には、発注者が有する設計図書や過去の改修の記録、石綿に係る調査の記録を、以下の留意点を踏まえ、受注者へ提供するようお願いします。

石綿使用状況等を確認する上での留意点

- ア 特定建築材料における石綿含有の考え方については、平成18年9月5日以降の調査では「建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1%を超えるもの」となっているが、これ以前の調査において、石綿1重量%を超えない建築材料について「石綿なし」とされている可能性がある。
- イ 建築材料にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト以外の石綿（アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライト）が使用されている可能性が指摘されているが、過去（平成20年2月以前）に実施した調査については、これらの分析が行われていない可能性がある。
- ウ 発注者が「レベル1建材なし」と説明したものを受けた者が「石綿なし」と誤認した事案や過去に分析を行った場所以外の場所で特定建築材料が使用されていた事案が確認されている。
- エ このため、過去に実施した石綿に係る調査の結果を活用する場合には、調査の時期や方法、対象としたアスベストの種類、調査を行った範囲等についても適切に情報を確認する必要がある。

（2）事前調査の実施者

過去の不適切な事案において、受注者に石綿含有建材に関する知識が不足していることが原因で特定建築材料の見落としのあった例が確認されています。

事前調査については、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる

者に実施させるようお願いします。

石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者

- ・「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成25年国土交通省告示第748号）により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者
 - ・石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第48条の2第1項から第3項に定める石綿作業主任者技能講習の修了者であつて石綿等の除去等の作業の経験を有する者
 - ・一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- など

(3) 工事関係者間の情報共有について

過去の不適切な事案において、事前調査結果が判明する前に下請業者が作業を開始してしまった事案や、事前調査で把握した石綿含有建材の情報が下請業者に伝えられなかつたことにより発生した事案、現場作業員への周知が不足していたため発生した事案等が確認されています。

また、工事開始前の発注者と元請業者の打合せが不十分であったため、元請業者が工事指図書の内容変更を認識せずに工事を開始した事案も確認されています。

については、石綿含有建材の存在やその取扱いに関する情報が工事関係者間で十分に共有されるようお願いします。

問合わせ先

【静岡市、浜松市、沼津市、富士市以外の市町の方】

担当 静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

電話 054-221-2258

e-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

【静岡市内の方】

担当 静岡市環境局環境保全課

電話 054-221-1358

e-mail kankyouhozen@city.shizuoka.lg.jp

【浜松市内の方】

担当 浜松市環境部環境保全課

電話 053-453-6170

e-mail kankyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【沼津市内の方】

担当 沼津市生活環境部環境政策課

電話 055-934-4740

e-mail kankyo@city.numazu.lg.jp

【富士市内の方】

担当 富士市環境部環境保全課

電話 0545-55-2774

e-mail ka-kankyouhozen@div.city.fuji.shizuoka.jp